තූ

平成二十一年三月三十一日

山口県知事

= 井

関

成

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

山口県規則第二十六号

の一部を次のように改正する

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成十二年山口県規則第二十七号)

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

Щ

П

公安委規程

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則.......

教育委員会が任命する現業職員の給与の特例に関する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (市町課)...

目

次

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程.....

警察署協議会規則の一部を改正する規則

公安委規則

教委規則

毎週火・金曜日発行

3月31日

第一条の八を第一条の九とし、

第一条の二から第一条の七までを一条ずつ繰り下げ、

(火曜日)

平成 21 年

(条例別表第一号の七への規則で定める事務) 一条の二 条例別表第一号の七への規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。 旅券法施行規則 (平成元年外務省令第十一号。以下この条において「省令」とい

第一条の次に次の一条を加える。

う。) 第二条第一項第二号イの規定による認定をすること。

第五条の次に次の一条を加える。 五 求めること (同条第五項において準用する場合を含む。)。 省令第三条第二項の規定による確認をし、及び同項の規定により提示又は提出を

場合を含む。)。

省令第三条第一項の規定による申出を受けること (同条第五項において準用する

省令第二条第三項の規定による認定をすること。

省令第二条第一項第二号口の規定による認定をすること。

(条例別表第十八号の六ホの規則で定める事務

第五条の二条例別表第十八号の六ホの規則で定める事務は、 則」という。)第四条第三項の規定による届出を受理すること。 森林法施行細則(昭和五十年山口県規則第三十七号。以下この条において「規 次に掲げる事務とする。

- 規則第六条の規定による届出を受理すること。
- 規則第七条の規定による届出を受理すること。
- 規則第八条の規定による届出を受理すること。

: =

- 五 規則第九条の規定による届出を受理すること
- 規則第十条の規定による報告を受けること。
- 規則第十一条第二項の規定による届出を受理すること。

第十一条第四項中「別表第三十五号二」を「別表第三十五号ホ」に改め、 同項を同条

第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 条例別表第三十五号二の規則で定める書類は、 旅券法(昭和二十六年法律第二百六

る事務に係る書類のうち知事が別に定めるものとする。 条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による交付、同 法第十二条第一項の規定による申請及び同法第十七条第一項の規定による届出に関す 法第八条第三項の規定による交付、同法第十条第一項ただし書の規定による申請、同 十七号)に基づく同法第三条第一項の規定による申請、同法第八条第一項(同法第十

る改正規定は、 この規則は、 平成二十一年十月一日から施行する。 同年四月一日から施行する。 ただし、 第五条の次に一条を加え

教育委員会が任命する現業職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

教育委員会が任命する現業職員の給与の特例に関する規則

所則

Щ

П

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

布する。 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公

平成二十一年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則 (昭和三十二年山口県教育委員会

規則第五号)の一部を次のように改正する。

a。 第八条中「三十二時間」を「三十一時間」に、「四十」を「三十八・七五」に改め

まで」に、「四十」を「三十八・七五」に改める。第九条第二項中「十六時間から三十二時間まで」を「十五時間三十分から三十一時間

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する



警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県公安委員

会

山口県公安委員会規則第一号

警察署協議会規則の一部を改正する規則

正する。
警察署協議会規則(平成十三年山口県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改

会」に改める。(第二条の表第五号中「山口県小野田警察署協議会」を「山口県山陽小野田警察署協議)の表第五号中「山口県小野田警察署協議会」を「山口県山陽小野田警察署協議)

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する

平成二十一年三月三十一日

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則 (昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号)の一部を次の

ように改正する。

第二条第三項中「及び一所」を「、一所及び一隊」に、

に改め、同条第五項中「三課」を「四課」に、

に改め、

査第一課に機動捜査隊を」を削る。

に取調べ監督管理室を、警務部警察県民課に犯罪被害者支援室」に改め、

刑事部捜

同条第六項中「警務部警察県民課に犯罪被害者対策室」を「警務部総務課

第四条第一項総務課に関する部分中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加

える。

報

被疑者取調べの監督に関すること。

第四条第一項警察県民課に関する部分第八号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支

援」に改め、同部分に次の一号を加える。

二十年法律第八十号)第三条第一項に規定する給付金に関すること オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 (平成

第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、 に次のように加える。 第四条第三項中「及び所」を「、所及び隊」に改め、 同項捜査第一課に関する部分中

同項

機動捜査隊

機動捜査活動に関すること。

え < ° 第四条第五項警備課に関する部分第二号中「地域課」の下に「及び警衛対策課」を加)」を加え、同部分の次に次のように加える。 同部分第三号及び第四号中「こと」の下に「 (警衛対策課の主管に属するものを除

警衛対策課

するもの (以下「国体等」という。) の開催に伴う警備方針の策定及びその実施 に関すること。 第六十六回国民体育大会、第十一回全国障害者スポーツ大会その他これらに類

国体等の開催に伴う警衛、 警護、 関係機関との連絡調整等に関すること

に関する部分の改正規定は、 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。 公布の日から施行する ただし、 第四条第一項警察県民課

山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め

平成二十一年三月三十一日

「科学捜査研究所」を「科学

ಶ್ಠ

「警備課」

・ を 『

警 衛 対備 策

県 公

安

委 員 会

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程

号)の一部を次のように改正する。 山口県公安委員会の文書例式等に関する規程(昭和三十二年山口県公安委員会規程第

山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番所長」を加える。 柳井警察署平生幹部交番所長」に改め、「山口県宇部警察署船木交番所長」の下に「、 山口県岩国警察署広瀬幹部交番所長、 中「山口県岩国警察署広瀬幹部交番所長」を「山口県岩国警察署岩国西幹部交番所長、 別表個数の欄中「二一」を「一七」に、 山口県柳井警察署周防大島幹部交番所長、山口県 「二〇」を「一六」に改め、 同表保管者の欄

則

この規程は、 平成二十一年四月一日から施行する。 平成二十一年三月三十一日発行平成二十一年三月三十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県原

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)